

保育制度を守り、豊かな子どもの育ちを保障するための意見書

児童福祉法第24条により、国や地方自治体には保育を必要とする子どもに保育を実施する責務がある。しかし、保育制度にかかわる規制緩和と市場化の動きが強まり、国では制度の在り方を大きく変える議論が行われている。

現在、厚生労働省は規制改革の名の下に、社会保障審議会少子化対策特別部会で「新たな保育サービスの仕組み」を検討しており、12月上旬に報告をまとめるとしている。

とりわけ焦点になっているのは、認可保育所について、①保護者が直接保育所に申し込む「直接契約」に変えること、②国が定める「最低基準」を廃止して自治体に任せること等が検討されていることである。直接契約が導入されると、施設が子どもを選ぶことも可能となり、障がい児や低所得家庭の子どもが排除されるのではないかと、公平性が保たれないのではないかと危ぐされる場所である。また、施設や職員配置の基準を定めた現行「最低基準」は、全国どこにいても一定水準の保育を受けることができる「ナショナルミニマム」の役割を果たしている。この最低基準を撤廃し、自治体の裁量にゆだねることは、財政状況によって基準が大きく左右され、地域によって子どもの育ちの保障に格差が生じることにつながりかねない。

こうした規制緩和と市場化の動きによって、国や自治体の保育責任はあいまいとなり、保育の自己責任化や、親の所得により、受ける保育に格差が持ち込まれることになる。また、施設間のコスト競争によって必要以上の人件費の切下げや、保育の質の低下が危ぐされる。

一方、公立保育所運営費の一般財源化が行われ、自治体財政がひっ迫する中で、公立保育所の民間委託・統廃合が進んでいる。

国をあげて少子化対策を進めるとしながら、このように子育ての環境を悪化さ

せることは矛盾であり、少子化対策に逆行することは明らかである。今、必要なことは、これまでの公的保育制度と最低基準を堅持し、保育予算を増額して、すべての子どもが安心して育つ権利を保障することである。

したがって、豊かな子どもの育ちを保障するために、国に対し次の事項を強く求める。

- 1 公的保育制度に直接契約を導入しないこと。
- 2 国が定める児童福祉施設最低基準を堅持すること。
- 3 社会保障費 2, 200 億円の削減を直ちにやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月22日

生 駒 市 議 会